

老朽住宅除却の補助金があります！

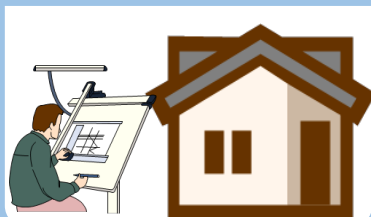
除却に係る費用の補助額

上限 **164.5万円**

避難路の沿道にあり、「住宅等の老朽度の測定基準」の評点が100以上の住宅等が改修補助金の対象となります。

～除却の流れ～

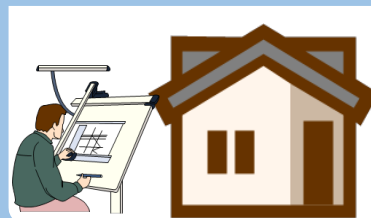
①相談



1. 物件の場所をお知らせください。

2. 建設課が測定基準に沿って、評点を付け、補助要件を満たすかお知らせします。※主に外観で判断

②業者見積



1. ①で補助要件を満たしたら、業者へ見積もりを依頼してください。

※申請書の添付書類で、見積書・面積求積図が必要です。

2. 必要書類を添付し、町へ【補助金交付申請書】を提出してください。

3. 町が【交付決定通知書】を発行します。

4. 除却の着手

※必ず【交付決定通知書】を受領してから着手してください。

③除却

補助上限額164.5万円



5. 除却が完了したら【実績報告書】を提出してください。

※住宅等を除却することによって、土地の固定資産税が増額となる場合があります。

※補助には要件がありますので、必ず事前にお問い合わせください。

お問い合わせ先 建設課 ☎ : 0889-26-1113